

# 合志市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

2023年  
4月1日  
スタート

合志市では、  
合志市男女共同参画  
推進行動計画に基づき、  
「多様な人々が、自他をとも  
に大切にすまちな合志」を  
めざしてパートナーシップ・  
ファミリーシップ宣誓  
制度を開始します。

## 合志市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティや事実婚の人など、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約したお二人がパートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。お二人に未成年のお子様がいらっしゃる場合は一緒に宣誓することもできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続・パートナーの子どもの親権者になるなど）は生じませんが、お二人が自分らしく人生を歩んでいけるよう支援することを目的としています。

## 性的マイノリティとは

性的マイノリティを表す言葉としてLGBTQがあります。L（レズビアン：女性を好きになる女性）、G（ゲイ：男性を好きになる男性）、B（バイセクシャル：男性女性の両方を好きになる人）、T（トランスジェンダー：からだの性と心の性が一致しない人）、Q（クエスチョニング：自分の性のあり方について分からない、迷っている、決めない）の頭文字を組み合わせたものです。その他にも多彩な性的指向が存在すると言われています。

## 市民・事業者の皆さまへのお願い

性的マイノリティへの理解が進むことは、差別や偏見のない社会の実現に繋がります。本制度の趣旨をご理解いただき、活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします。

※活用例：公営住宅に家族として入居可能、民間企業の協賛による家族割の適用など

# 宣誓の手続について

宣誓しようとする人は次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が合志市内に住所を有しているか、市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (5) パートナーシップにある者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。
- (6) ファミリーシップを宣誓する場合、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

## 宣誓に必要な書類など

- ①住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ②婚姻をしていないことを証明する書類  
※独身証明書や戸籍抄本で証明できます。  
※外国籍の方は、婚姻をしていないことが確認できる書面（婚姻具備証明書など）に日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ③パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類（ファミリーシップ宣誓の場合のみ）  
※住民票の写しや戸籍抄本で証明することができます。
- ④本人確認ができるもの  
※個人番号カード、運転免許証、パスポートなどで本人の顔写真が貼付されたもの  
※宣誓書を提出した人及び宣誓書に署名した15歳以上の未成年の子の本人確認が必要です。

## 宣誓の流れ

### ①宣誓日の予約



宣誓希望日の1週間前までに、電話かEメールで予約してください。

※電話の受付は平日の午前8時30分～午後5時まで（年末年始は除く）

### ②市役所窓口での宣誓



予約した日時にお二人で市役所にお越しください。

※ファミリーシップ宣誓の対象者が15歳以上の未成年の場合は、当該のお子様も一緒にお越しください。

### ③宣誓書受領証・受領カードの交付



宣誓書や必要書類などに不備がなければ、宣誓書受領証(A4サイズ)、受領カード（希望者のみ）を原則即日交付します。

### 予約・問い合わせ先

合志市役所総務部総務課 総務・男女共同参画班  
TEL：096-248-1112（直通）  
メール：soumu@city.koshi.lg.jp

詳しくは、市ホームページもご覧ください。

